

ごみ組成調査について

1 概要・目的

本調査は一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを実施するにあたり、本市の家庭および事業所から排出されるごみの組成を確認するため、各ごみ質における排出特性や分別状況の調査を行います。

その調査結果をもとに、ごみ種類ごとの適正排出割合や減量化・資源化可能な項目の現状把握を行い、ごみ量の将来推計のための基礎資料とするとともに、各目標値の設定や効果的な施策の検討に活用します。
〔令和元年度に同様の調査を実施〕

2 調査対象

1) 調査対象ごみ

①家庭系焼却ごみ類、②家庭系破碎ごみ類、③事業系一般廃棄物を対象とします。

なお、①～③以外で、資源ごみとして収集されるごみは、手選別等の中間処理の過程で現状把握が可能であるため、今回調査は行いません。

2) 調査地域 ※各地域とも約 100kg 以上のごみを集めます。

調査対象	調査地域数：6	
家庭系焼却ごみ類	戸建住宅地	[1] 琵琶湖周辺地、[2] 低層住宅地
	集合住宅地	[3] 中高層住宅地、[4] 駅周辺地、[5] 駅近隣地
	大学周辺地	[6] 大学周辺地
調査対象	調査地域数：3	
家庭系破碎ごみ類	[1] 戸建住宅地、[2] 集合住宅地、[3] 大学周辺地	
調査対象	調査地域数：2	
事業系一般廃棄物	[1] 駅周辺地、[2] 工業系事業所密集地	

3) 調査時期

令和8年11月24日（火）～11月27日（金）、11月30日（月）

3 分類項目

本調査は別表（次頁）に示すごみ組成調査の分類項目とし、過去の調査および注目する分類項目を踏まえ9分類43項目で行います。

本調査の中で特に注目する分類項目は、次のとおり。

● 減量化の可能性の視点	
・手付かず食品（食品ロス）	①家庭系焼却ごみ類および③事業系一般廃棄物に含まれる
● 資源化の可能性の視点	
・新聞、雑誌、段ボール、紙製容器等の紙ごみ ・容器包装プラスチック ・衣類	①家庭系焼却ごみ類および③事業系一般廃棄物に含まれる
・小型家電製品	②家庭系破碎ごみ類に含まれる

別表 ごみ組成調査の分類項目(9分類43項目)

番号	大分類	中分類	小分類	細分類	極細分類	具体的な品目
1.	焼却ごみ類	生ごみ	食品類	調理くず ※調理過程から排出された不可食部(野菜・果物の皮、肉・魚の骨など、主に調理の過程で除去が必要となる部分)や過剰除去(不可食部分を除去する際に過剰に除去され可食部分)		野菜・果物の皮や芯(たまねぎの皮、りんごの芯、カボチャ・スイカの皮等)、魚・肉の骨、殻(魚の頭や内臓、アサリの殻、鶏の骨、卵の殻等)、出汁用の昆布・かつお節等
2.				直接廃棄(100%残存) ※購入後、まったく手つかずのまま捨てられたもの。	賞味期限・期限内	野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、麺類、缶詰・びん詰め、大豆製品(納豆、豆腐)、乳製品(ヨーグルト)、調味料(マヨネーズ、ソース)、りんご、バナナ
3.					賞味期限・期限切れ	
4.					消費期限・期限内	
5.					消費期限・期限切れ	
6.					表示なし	
7.				直接廃棄(50%以上残存) ※購入後、ほとんど手つかずのまま捨てられたもの。概ね、50%以上の原形を残すもの。	賞味期限・期限内	上記と同様の品目で、概ね50%以上の原形を残すもの。 例:袋に半分だけ残ったもやし、半分のりんご、容器に半分だけ残ったドレッシング
8.					賞味期限・期限切れ	
9.					消費期限・期限内	
10.					消費期限・期限切れ	
11.					表示なし	
12.				直接廃棄(50%未満残存) ※購入後、一定程度手がつけられて捨てられたもの。概ね50%未満の原形を残すもの。	賞味期限・期限内	上記と同様の品目で、概ね50%未満の原形を残すもの。 例:袋に1/4だけ残ったもやし、1/4のりんご、容器に1/4だけ残ったドレッシング
13.					賞味期限・期限切れ	
14.					消費期限・期限内	
15.					消費期限・期限切れ	
16.					表示なし	
17.				食べ残し ※調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切られずに廃棄されたもの。		調理済みの料理、ロを付けたもの(一口かじったパン、ストローが刺さったままで飲み残りが残るジュース等)等
18.		食品類以外	食品類以外		ティーバック、台所ごみ等	
19.	紙くず	紙くず(リサイクル不可)			たばこの吸殻、ティッシュペーパー、汚れのひどい紙類、防水加工、ワックス加工、アルミ加工、カーボン紙、圧着ハガキ、写真など特殊な素材。感熱紙、家庭用ラップ、資源化できない紙類	
20.					紙おむつ、衛生紙等	
21.		ゴム・皮革製品、繊維類	ゴム・皮革製品		合成樹脂製品、皮革類、長靴等	
22.			繊維類(リサイクル可能)		衣類、繊維類	
23.			繊維類(リサイクル不可)		汚れのひどい衣類、繊維類	
24.		プラスチック容器包装を除くプラスチック		プラマークがないもの、カセットテープ、ビデオテープ、CD(ケース含む)、ゲームソフト、歯ブラシ、プラスチック製のおもちゃ等、家庭用ラップ等		
25.		在宅医療廃棄物		ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、脱脂綿、ガーゼ		
26.		その他		使い捨てカイロ、保冷剤、乾燥剤		
27.		プラスチック製容器類	そのままリサイクル可能なもの			プラマークの付いたもの(商品を包んでいたプラスチックのシート・フィルム、菓子類などの袋、商品を包んでいたラップ、果物が入っていたネット、食品トレイ、歯磨き粉、ねりわさび、マヨネーズ・ケチャップの容器・チューブ、調味料・シャンプー・洗剤などのボトル、ボトル類・チューブ類・カップ類などのふた・キャップ・ペットボトルなどのふた)
28.				簡易な洗浄でリサイクル可能なもの		
29.	リサイクル不可なもの				汚れのひどい容器等	
30.	レジ袋			レジ袋		
31.	ペットボトル類	ペットボトル		PETマークの付いたもの		
32.	空き缶類			ジュース缶、ビール缶、缶詰の缶、菓子缶、スプレー缶、カセットボンベ		
33.	飲・食料用ガラスびん類			調味料びん、酒びん、清涼飲料びん、リターナブルびん		
34.	破碎ごみ類	小型金属類			フライパン、鍋、やかん	
35.		小型家電製品	充電式		電子たばこ、ゲーム機、ひげそり機	
36.			充電式でない		ミキサー、電話機、ポット、浄水器、アイロン、ドライヤー、トースト	
37.		硬質プラスチック製品		バケツ、洗面器、フラワーポット		
38.		その他		傘、刃物、金属キャップ、電気コード等		
39.	陶器・ガラス類			陶器製の茶碗、花瓶、湯のみ、皿、土鍋、板ガラス、ガラス食器、耐熱ガラス容器、化粧品・薬品のびん、電球、鏡等		
40.	古紙類	新聞・広告			新聞・広告	
41.		段ボール			段ボール	
42.		雑誌・雑紙			週刊誌、紙箱、コピー用紙、紙袋、単行本、牛乳パック	
43.	その他	電池・ライター等			電池、ライター	

減量化可能と考えられる食品ロス

資源化可能と考えられる廃棄物